

第217回国会（常会・令和7年1月24日～令和7年6月22日）で成立した宅地建物取引関連の主な法律

法 律 名	所 管	成 立 日	公 布 日	施 行 日	概 要	参考資料
老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律	国土交通省	令和 7年 5月23日	令和 7年 5月30日	一部を除き、令和八年四月一日から施行	老朽化したマンションの増加等の社会経済情勢の変化に鑑み、マンションその他の区分所有建物の管理及び再生の円滑化等を図るため、区分所有建物の再生等の実施の円滑化、集会の決議要件の合理化、所有者不明専有部分管理命令の制度の創設、敷地共有者等集会制度の対象範囲の拡大、マンション管理適正化支援法人の登録制度の創設等の措置を講ずる。	資料A
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律	デジタル庁	令和 7年 5月16日	令和 7年 5月23日	一部を除き、公布の日から起算して三月を経過した日から施行	地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講ずる。	資料B
港湾法等の一部を改正する法律	国土交通省	令和 7年 4月16日	令和 7年 4月23日	一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で施行	近年の気候変動等に対応して港湾の保全及び円滑な利用の確保を図るため、港湾管理者による協働防護計画の作成及び同計画に定められた事業の実施に係る工事の許可の特例、非常災害時における他人の土石の収用等に係る措置の拡充、港湾管理者が管理する港湾施設の改良工事の国土交通大臣による代行制度の創設、海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾における港湾施設の利用を調整する制度の創設等の措置を講ずる。	資料C
森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律	農林水産省	令和 7年 5月23日	令和 7年 5月30日	公布の日から起算して一年を超えない範囲内で施行	最近における森林の経営管理をめぐる状況に鑑み、森林の循環利用を促進するため、市町村等が経営管理の集約化に関する目標等を定める構想を定めた場合に、市町村はその実現のため経営管理権及び経営管理実施権を一括で設定することを可能とするとともに、施業実施協定に加え、施設整備等の共同化に関する協定を追加する等の措置を講ずる必要がある。	資料D